

# 国内経済要録

## ◇郵便貯金等の利率の引上げ

政府は、郵政審議会の議を経て、1月14日郵便貯金法施行令等の一部を改正する政令を公布し、郵便貯金の利率および郵便貯金預金者貸付金の利率を次のとおり引き上げ、いずれも同日から実施した。

(1) 郵便貯金の利率の引上げ(郵便貯金法施行令第2条関係および特例政令第2条関係)

### イ. 引上げの内容

	(単位・年%)	
	変更後	変更前
通常郵便貯金	4.32	3.84
定額郵便貯金		
払戻しまでの預入期間		
1年未満	5.50	4.50
1年以上1年6か月未満	6.0	5.0
1年6か月以上2年未満	6.75	6.0
2年以上3年未満	7.25	6.5
3年以上	7.5	6.75
定期郵便貯金(預入期間1年)	7.0	6.0
積立郵便貯金	4.8	4.32
住宅積立郵便貯金		
据置期間		
3年	6.72	6.0
4年	6.96	6.24
5年	7.20	6.48
昭和48年12月10日から昭和49年1月12日までの間に限り取り扱われる預入期間6か月の定期郵便貯金	7.25(注)	6.25

(注) 昭和48年12月10日にさかのぼって適用する。

ロ. 据置期間ならびに預入期間内の払戻しの場合の利率

	(単位・年%)	
	変更後	変更前
定額郵便貯金	3.75	3.25
定期郵便貯金(預入期間1年)		
預入月から払戻し月の前月までの期間		
6か月未満の場合	3.75	3.25
6か月以上の場合	5.0	4.0
積立郵便貯金	3.72	3.24
住宅積立郵便貯金	4.92	3.96

昭和48年12月10日から昭和49年

1月12日までの間に限り取り扱われる預入期間6か月の定期郵便貯金

3.0    2.5

便貯金

(2) 郵便貯金預金者貸付金の利率の引上げ(同施行令第4条および特例政令第2条関係)

(単位・年%)

担保とする郵便貯金	(単位・年%)	
	変更後	変更前
定額郵便貯金		
預入から弁済までの期間		
6か月未満	4.0	3.5
6か月以上1年未満	5.75	4.75
1年以上1年6か月未満	6.25	5.25
1年6か月以上2年未満	7.0	6.25
2年以上3年未満	7.5	6.75
3年以上	7.75	7.0
定期郵便貯金(預入期間1年)	7.25	6.25
積立郵便貯金	5.25	4.75
昭和48年12月10日から昭和49年1月12日までの間に限り取り扱われる預入期間6か月の定期郵便貯金	7.5	6.5

## ◇政府系金融機関の貸付基準金利等の引上げ

(1) 日本開発銀行、中小企業金融公庫等の政府系金融機関では、このほど長期金利改訂の一環として、貸付基

(I)

(単位・年%)

	変更後	変更前
開発銀行貸付基準金利	9.40	8.60
中小公庫一般貸付基準利率	8.90	8.30
国民公庫普通貸付基準利率	8.90	8.30
北東公庫貸付基準利率	9.20	8.40
環境衛生公庫貸付基準利率	8.90	8.30
公営公庫貸付基準利率	8.05	7.65
住宅公庫個人住宅資金貸付金利	5.50	5.20

(II)

(単位・年%)

	変更後	変更前
商工中金貸付実行利率		
組合貸		
1年未満	9.25	8.30
1年以上～5年以内	9.40	8.60
5年超	9.50	8.70
構成員貸		
1年未満	9.375	8.50
1年以上～5年以内	9.60	8.80
5年超	9.70	8.90

準金利を0.6% (国民公庫等) もしくは0.8% (開銀等)、優遇金利についても、0.25~0.75%引き上げ、2月1日新規貸付分から実施した(住宅公庫は4月1日から実施)。主なものは別表(I)のとおり。

(2) 商工組合中央金庫は、貸出実行金利を別表(II)のとおり引き上げ、1月14日新規貸付分から実施した。

◇資金運用部の預託金金利等の引上げ

大蔵省では、資金運用部の預託金金利および融通利率の引上げを、また郵政省では、簡保・郵便年金積立金の融通利率の引上げを、それぞれ資金運用審議会の議を経て次のとおり決定し、2月1日から実施した。

(単位・年%)

(1) 資金運用部 預託金金利(注)	変更後	変更前
期間7年以上のもの	7.50	6.75
融通利率	7.50~8.20	6.75~7.40
(2) 簡保・郵便年金	変更後	変更前
国鉄、住宅公団に対する貸付	8.20	7.40
地方公共団体	7.50	6.75

(注) 約定期間7年以上の預託金については、資金運用部資金法第4条による利率(年6%)のほか、省令により特別利子(変更前、年0.75%)が付されている。今回の引上げは、この特別利子の改訂によるもの。

◇政府短期証券割引歩合の引上げ

政府は、政府短期証券の割引歩合を次のとおり引き上げ(1月10日決定)、1月14日以降発行分から実施した。

政府短期証券(2ヵ月もの)の応募者利回りは次のとおり。

(単位・年%)	変更後	変更前
カッコ内は割引歩合、発行価格		
	6.825	5.803
	(6.75%、98.89円)	(5.75%、99.055円)

なお、政府は、政府短期証券につき48年6月18日以降実施してきた3ヵ月ものおよび6ヵ月ものの発行ならびに10万円券および50万円券の発行を1月14日以降取りやめるとともに、募集取扱者に募集取扱事務を委託する扱いも同日以降廃止した。

◇政府、昭和49年度地方財政計画を閣議了承

政府は、2月1日の閣議において昭和49年度地方財政計画を了承した。その概要は次のとおり。

(1) 計画規模は17兆3,753億円、48年度計画比+19.4%と、最近3ヵ年度の計画の伸び(46年度+19.6%、47年度+20.9%、48年度+23.8%)および国の一般会計予算の伸び(49年度政府案+19.7%)をとともに下回った。

(2) 歳入面の特徴

地方税は、48年度比+29.7%と大幅な増加を示し、歳入全体に占めるウエイトも41.4%(48年度38.1%)に上昇。一方、地方交付金は、49年度の特例措置として国が交付税特別会計から借り入れることとなった1,680億円が差し引かれて48年度比+17.4%、また国庫支出金は国の公共投資抑制に伴い公共事業費補助負担金が微増(48年度比+2.6%)にとどまることから同+14.4%と比較的低い伸び。さらに地方債については、総需要の抑制かたがた地方財政健全化の観点から、10,290億円、48年度比450億円減、-4.2%と圧縮が図られた。

(3) 歳出面の特徴

給与関係経費(48年度比+23.6%)、一般行政経費(同+24.0%)等の経常的経費は比較的高い伸びを示したのに対し、投資的経費は、国の公共事業関係費抑制方針に沿って道路整備費、治山治水対策費を中心に伸びが抑えられた(同+6.7%)。また49年度計画では、新たに土地開発基金に対する積立て(1,400億円)および地方財政の弾力的運用をねらいとした財政調整資金(1,300億円)が計上された。

昭和49年度地方財政計画

(単位・億円、△は減少)

	49年度 計 画	48年度 計 画 比		48年度 の対前 年度比 増加率	
		増加 額	増加 率		
歳 入	地 方 税	71,957	16,486	29.7	27.0
	地 方 譲 与 税	2,155	354	19.7	10.4
	地 方 交 付 金	34,144	5,070	17.4	16.6
	国 庫 支 出 金	45,372	5,727	14.4	30.1
	地 方 債	10,290 <sup>△</sup>	450 <sup>△</sup>	4.2	14.5
	そ の 他 と も 計	173,753	28,243	19.4	23.8
歳 出	給 与 関 係 経 費	50,266	9,587	23.6	15.5
	一 般 行 政 経 費	38,728	7,507	24.0	24.2
	公 債 費	7,821	1,730	28.4	31.1
	投 資 的 経 費	63,617	3,981	6.7	29.6
	(直轄事業負担金)	(2,218)	(37)	1.7	22.0
	(公共事業費)	(33,140)	(1,192)	3.7	35.8
	[うち 治山治水]	[4,153]	[88]	2.2	26.4
	[〃 道路整備]	[9,290]	[△19]	△0.2	26.9
	(失業対策費)	(873)	(116)	15.3	10.5
	(一般事業費)	(11,658)	(868)	8.0	23.4
	(特別事業費)	(15,728)	(1,768)	12.7	23.7
土 地 開 発 基 金 等	2,700	2,700	皆増	—	
公 営 企 業 繰 出 金	3,505	896	34.3	35.1	
そ の 他 と も 計	173,753	28,243	19.4	23.8	

◇政府の「昭和49年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」

政府は1月19日、「昭和49年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」を閣議決定した。その概要は次のとおり。

(1) 昭和49年度の経済運営の基本的態度

昭和49年度のわが国経済においてははとくに年度当初に、石油の供給削減の影響による供給面の制約から、物資需給、物価、雇用等の面において、国民生活に少なからざる影響が及ぶことが懸念される。

このような認識の下に、昭和49年度の経済運営にあたっては、適切かつ機動的な政策運用により、国民生活の安定と国民経済の円滑な運営を確保するため、次の諸施策を重点的に講ずるものとする。

イ. 最近における物価の動向にかんがみ、その安定を確保することが最優先の政策課題である。このため総需要の抑制に特段の配慮を払う。また、投機的行為の防止、必需物資の輸入の促進、生鮮食料品の安定的供給の確保、流通機構の合理化、競争条件の整備等の諸施策を引き続き強力に実施する。公共料金については、これを厳に抑制する。

ロ. 石油をはじめとする物資需給の均衡を図り、とくに生活必需物資を優先的に確保することとし、さらにエネルギー消費の節減、合理化をいっそう推進する。

物価の安定、物資需給の均衡を確保するため「国民生活安定緊急措置法」、「石油需給適正化法」等の適切な運用を図る。

主 要 経 済 指 標

(△は減少)

		単 位	47年度 (実績)	48年度 (実績 見込み)	49年度 (見通し)	48年度 47年度	49年度 48年度
						%	%
総	人 口	万 人	10,725	10,865	1,1000	101.3	101.2
15	歳 以 上 人 口	〃	8,138	8,230	8,330	101.1	101.2
労	働 力 人 口	〃	5,244	5,295	5,310	101.0	100.3
就	業 者 総 数	〃	5,173	5,230	5,240	101.1	100.2
雇	用 者 総 数	〃	3,494	3,610	3,640	103.3	100.8
国	民 総 生 産	億 円	955,644	1,164,500	1,315,000	121.9	112.9
(同	実 質 対 前 年 度 比)		—	—	—	106.4	102.5
個	人 消 費 支 出	〃	490,756	600,000	702,000	122.3	117.0
国	内 民 間 総 資 本 形 成	〃	263,705	351,000	366,000	133.1	104.3
企	業 設 備	〃	170,349	219,000	241,500	128.6	110.3
在	庫 品 増 加	〃	23,153	38,000	16,000	164.1	42.1
民	間 住 宅	〃	70,203	94,000	108,500	133.9	115.4
政	府 の 財 貨 サ ー ビ ス 購 入	〃	181,748	215,000	247,000	118.3	114.9
経	常 支 出	〃	85,316	102,500	122,500	120.1	119.5
資	本 支 出	〃	96,432	112,500	124,500	116.6	110.7
輸	出 と 海 外 か ら の 所 得	〃	107,290	131,500	176,500	122.6	132.7
(控	除) 輸 入 と 海 外 へ の 所 得	〃	87,855	133,000	174,500	151.4	131.2
鉱	工 業 生 産 指 数	昭和45年 =100	114.6	125.0	126.3	109.1	101.0
農	林 漁 業 生 産 指 数	昭和45年 度 = 100	101.5	103.0	104.5	101.5	101.5
国	内 貨 物 輸 送	億トン・ キロ	3,456	3,577	3,591	103.5	100.4
国	内 旅 客 輸 送	億人・ キロ	6,508	6,732	6,836	103.4	101.5
卸	売 物 価 指 数	昭和45年 =100	102.3	123.0	141.0	—	—
(年	度 平 均 上 昇 率)		—	—	—	120.2	114.6
(年	度 中 上 昇 率)		—	—	—	—	104.8
消	費 者 物 価 指 数	〃	112.8	128.6	140.9	—	—
(年	度 平 均 上 昇 率)		—	—	—	114.0	109.6
(年	度 中 上 昇 率)		—	—	—	—	105.2
経	常 収 支	百万ドル	6,155	△ 900	△ 450	—	—
貿	易 収 支	〃	8,328	3,000	3,400	—	—
国	輸 出	〃	29,442	38,300	47,100	130.1	123.0
輸	入	〃	21,114	35,300	43,700	167.2	123.8
際	貿 易 外 収 支	〃	△ 1,836	△ 3,600	△ 3,500	—	—
移	転 収 支	〃	△ 337	△ 300	△ 350	—	—
収	長 期 資 本 収 支	〃	△ 5,959	△ 7,800	△ 4,400	—	—
基	礎 的 収 支	〃	196	△ 8,700	△ 4,850	—	—
支	短 期 資 本 収 支	〃	2,135	—	—	—	—
誤	差 脱 漏	〃	631	—	—	—	—
総	合 収 支	〃	2,962	—	—	—	—
通	関 輸 出	百万ドル	29,999	39,000	48,000	130.1	123.0
通	関 輸 入	〃	25,372	42,500	52,600	167.7	123.8

ハ、社会保障の充実、勤労者に対する施策の充実、環境保全対策の推進、地価対策の強化等国民福祉向上のための諸施策を引き続き推進する。

ニ、長期的視点から、資源・エネルギーの安定供給の確保、省資源・省エネルギー化の促進、原子力および新エネルギーの研究開発の推進、農業生産の近代化と食料の安定的供給の確保等の諸施策を充実する。

また、国際経済関係の調和的発展を図るため経済協力等経済政策を推進するとともに、各国と協調しつつ、国際通貨貿易体制の健全な発展に努める。

## (2) 昭和49年度の経済見通し

主要指標は前表のとおり(昭和48年12月21日閣議了解をみた経済見通しに財政支出の見通しを追加し、またその後の情勢変化を織り込んで国際収支および卸売物価の見通し計数を改訂したもの)。

## ◇当面の石油・電力の使用節減対策

政府は1月11日、わが国をめぐる石油供給事業がなお厳しい状況にあることにかんがみ、石油および電力の使用節減を図るため、当面以下のような措置を講ずることを決定した。

### (1) 石油の使用節減

イ、石油の使用節減については、1月16日から一般の使用節減率を原則として15%とし、行政指導によりこれを実施するものとする。

また、一般家庭用をはじめ、中小企業用、農林漁業用、鉄道等の公共輸送機関用、通

信事業用、病院等の公共性の高い施設等の用途の石油および政府の緊急増産指示に従った場合に必要な石油については、その使用節減率について特別の配慮を行うとともに、適正な必要量の確保に努める。

上記の使用節減は、今後特段の事情変更のないかぎり、2月においても同様の内容で実施するものとし、この場合、行政指導から石油需給適正化法に基づく使用節減に移行することとする。

ロ、石油の消費節減のための国民運動を引き続き強力に実行するとともに、官公庁における節減についてもイ.に準じて行うものとする。

### (2) 電力の使用節減

イ、電力の使用節減については、電力供給の特殊性にもかんがみ、1月16日以降従来の行政指導から電気事業法第27条に基づく使用制限に移行するものとする。

る。

ロ、使用電力量の制限は、大口電気使用者(契約最大電力500kw以上の者)を対象とし、1月16日から2月末日までの間、原則として、15%の使用制限を行う。

しかしながら、農林業、鉄道等の公共輸送機関、通信事業、病院等の公共性の高い施設等および政府の緊急増産の指示に従ったものについては、その使用制限について特別の配慮を行うこととする。

ハ、不要不急の電力使用を節減するため、ネオン等広告用、装飾用の用途への電力使用を原則として禁止することとする。

ニ、以上のほか、小口電力、家庭用電力についても引き続きその使用節減のための呼びかけ等を行う。

## ◇標準価格の指定

政府は、「国民生活安定緊急措置法」に基づき、とくに価格の安定を図るべき生活関連物資等として、1月中旬に灯油、液化石油ガス、トイレット・ペーパー、ちり紙の4品目を指定し、その標準価格を次のとおり決定した。

品 目	指定日	実施日	標準価格
灯 油	1月11日	1月18日	18ℓ当り 380円(配達料は別)
液化石油ガス	〃	〃	10kg当り {北海道 1,500円(配達料込み) その他地域 1,300円(〃)}
トイレット・ペーパー	1月25日	2月1日	故 紙 {55m巻 4個 220円 65m巻 4個 240円
ち り 紙	〃	〃	パルプ 60m巻 4個 240円 800枚 235円

## ◇都市銀行等、中小企業救済特別融資枠を設定

都市銀行、信託銀行、地方銀行では、今回の石油問題に端を発して健全な中小企業の経営に重大な困難が生ずるおそれのある場合、これを救済するための臨時措置として概要次のような特別融資を行うことを決定した(都市銀行は1月21日、信託銀行協会は1月24日、地方銀行協会は1月25日にそれぞれ発表)。

### (1) 中小企業救済特別融資枠

都市銀行13行合計	2,000億円程度
信託銀行7行合計	200億円
地方銀行63行合計	1,000億円

### (2) 融資先対象

「中小企業基本法」に規定される中小企業であって、今回の異常事態により原材料の入手難、取引先企業の

倒産等の事由により事業活動に重大な影響をうけ緊急融資が必要と認められる企業。

(3) 融資条件

- イ. 資金使途 運転資金
- ロ. 貸付利率 特別の優遇金利
- ハ. 信用保証 原則として信用保証協会の保証付きとする

◇金融機関の店舗等の設備投資抑制に関する指導通知

大蔵省では1月18日、48年12月22日の閣議了解事項「当面の緊急対策について」の趣旨を考慮し、金融機関の店舗等の設備投資に関し48年度内の新規着工は原則として見合わせるよう、全国銀行、相互銀行、信用金庫各代表者あて次のような内容の指導通知を行った。

- (1) 店舗については、近くに金融機関店舗がなく、利用者の利便のために店舗を設置することが適当と認められる場所(実際には周囲500m以内に他の金融機関店舗がない場所)ならびに住宅用地、公営市場、企業団地、その他これに準ずるような場所の店舗を除き、原則として昭和48年度内における新規着工を見合わせる。
- (2) 事務センター、厚生施設、舎宅等については、原則として昭和48年度内の新規着工を見合わせるとともに、既着工のものも極力その施工を昭和49年4月以降

に繰り延べる。

◇居住者外貨預金勘定残高に対する規制措置

大蔵省では、最近における居住者外貨預金勘定への預入急増が外国為替市場に与えている影響にかんがみ、為替管理の一部を手直しして、同勘定の口座別残高を49年2月26日までに48年10～12月の各月末平均残高まで減少させる(以後これを超えてはならないこととする)こととし、1月29日から実施した。

◇米ドル建輸入ユーザンス金利の改訂

本邦主要外国為替公認銀行では、ニューヨーク市場における一流銀行引受手形割引率の変更等に伴い、米ドル建輸入ユーザンス金利の最高限度を次のとおり改訂した。

(単位・年%)

	信用状つき		信用状なし	
	3か月以上	4か月以上	3か月以上	4か月以上
改訂前	11.625	11.625	11.875	11.875
2月1日以降	11.375	11.375	11.625	11.625